

厚第3706号

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

処分庁

小松市社会福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成29年3月28日に提起した小松市社会福祉事務所長（以下、「処分庁」という。）による生活保護廃止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年1月25日付けで行った生活保護廃止処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が平成29年1月25日付けで請求人に対して行った、生活保護廃止処分（以下、「本件処分」という。）について、その取り消しを求めるものである。

第2 審査請求の理由

請求人は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第27条に基づく指導指示に従う義務に違反したとして本件処分を受けたが、保護廃止理由とされた以下の3点に関して、指導指示に従わなかったことに正当な理由があるため、本件処分は不当なものであるとして、その取り消しを求めていると認められる。

(1) 借金返済に生活保護費を充てたことについて

■■■■からの借金については、平成25年9月26日に年金を担保に銀行から借り入れた金銭を返済に充てており、当然、銀行への返済については、年金が天引きされることから、保護費を借金返済に一切充てていない。

(2) 家賃、光熱水費の未払いについて

確かに、平成29年1月27日時点では、家賃の未払い金があったが、同年2月15日に支払を完了している。また、こうした家賃、光熱水費の未払いは、事業用機械を借りるために金銭が必要であったため、やむを得ず発生したものである。

(3) 知人等から新たに借用したことについて

知人である■■■■氏から、平成28年11月に20万円を借用した件は、事業用機械を借りるためやむを得ず借りたものである。当該借金については、年金より少しずつ返済することで■■■■氏と同意を得られ、平成29年3月28日時点で6万円を返済しており、今後もこの返済にかかる費用は、全て年金から支出する。

第3 処分庁の弁明

処分庁は、平成29年4月13日付けで弁明書を提出し、本件処分は法令等に従い適正に処理されているため違法又は不当とは言えないことから「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求め、以下の点について弁明を行ったものと認められる。

(1) 借金返済に生活保護費を充てたことについて

請求人は、年金担保貸付について述べているが、この借入れは、生活保護受給前に行ったものであり、今回の処分の原因となった指導指示の対象としていない。

当事務所において、請求人に対し繰り返し指導してきたのは、生活保護受給者として生活上必要な経費を優先的に支払うことが必要であるということであり、請求人が他の返済を優先し、水道料金や電気料金、家賃などを期限どおり支払わず滞納していることを理由としている。

最低生活費は、衣食などの月々の生活需要すべてを満たすための費用として認定し、被保護者は最低生活費の範囲内で遣り繰りをするようになっており、当然、光熱水費の支払いも含まれている。

請求人は、年金を受給しているが、これについて、「若い頃から本人が積み立てたことで支給されるお金であり、本人が自由に使っても構わないだろう」という発言を度々しており、収入認定の仕組みについて理解しようとしなかった。

請求人は、平成28年11月21日の弁明の機会において、明確に知人からの借入れについて言及している。また、過去の当事務所担当ケースワーカーとの面談の中でも知人への借金返済について強くこだわっており、このことが光熱水費の滞納の原因となっている。

平成28年10月分の家賃支払いについて、請求人は、同年12月分の年金で必ず支払うとの約束をしたが、審査請求書添付の■■■■氏記載の書面によれば、同年12月15日の年金支給日に■■■■氏に3万円を返済しており、その結果、12月分の年金では家賃の支払いはなされていない。このことは家賃の支払いより他の借金返済を優先する請求人の考え方を表しているものということができる。

(2) 家賃、光熱水費の未払いについて

請求人は、生活保護開始時から度々光熱水費を滞納してきた。平成28年10月7日付け小社福第373号及び同年11月11日付け小社福第459号の法第27条に基づく文書指導により、生活の維持向上と光熱水費等の未納解消などについて指導をしてきたが改まることはなかった。

平成28年11月21日の弁明の機会においても請求人は光熱水費の未払いがあるにも関わらず、未払いはないと発言するなど自己の生計の状況を適切に把握できていない状況であった。

平成28年11月の指導から廃止に至るまでの間においては、ほとんど、当事務所の指導に従わず、約束を守ることをしなかった。

(3) 知人などから新たに借入れをしたことについて

生活保護の受給者は、知人などから借入れをすることなく最低生活費の範囲内で遣り繰りをするものとされており、また、仕事や収入が変わった時は必ず届出をすることとなっており、このことは、生活保護の開始時に説明をしているほか、請求人との面談の際に繰り返し説明をしてきたところである。

また、請求人は平成28年11月に■■■■氏から20万円借用したとのことであるが（添付書類によれば借りたのは平成28年10月となっている）、この前後において請求人から相談も収入申告もされていない。請求人はこの点においても、収入認定について理解しようとせず、当事務所が行った平成28年10月7日付け小社福第373号の文書指導に従っていないものといえることができる。

第4 認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- ①平成26年1月17日以降、請求人は、処分庁より生活保護を受給していた。
- ②平成28年3月7日、処分庁は、請求人が来所した際、請求人が水道料金、光熱費を支払っていないことを確認したため、生活費を節約し、支払うよう伝えた。
- ③平成28年4月5日、処分庁は請求人宅へ訪問調査を行った際、水道料金の滞納分を支払うよう伝えるも、請求人から「余裕がなく、水道を止められても仕方ない」と回答があったため、分割での支払等について検討するよう指導した。
- ④平成28年9月5日、処分庁は、請求人が処分庁へ来所した際、支払関係がルールであるため、家計簿を付けるよう指導した。また、請求人より「年金は若い頃から自分で積み立てたから、受給できているお金。自由に使っても良いだろう。」といった内容の発言があったため、保護費の支給の仕組みについて説明をした。
- ⑤平成28年10月5日、処分庁は、請求人に対して本日中に家賃を支払うよう指導した。後刻、請求人宅の家主より、当該家賃について支払われていない旨の連絡があった。
- ⑥平成28年10月6日、処分庁は、請求人が保護開始時からの再三の口頭指導にも関わらず改善の傾向が全く見られない点や、訪問をしても不在にしており、郵便受けに1か月分ほどの郵便物が溜まっていることから、居住の実態に不審な点があるため、ケース診断会議を開催し、請求人に対し、「平成28年

10月分の家賃を必ず支払うこと」及び「居住の実態について説明をすること」並びに「当該指導事項を履行期限までに守り、来所すること」について、法第27条に基づく文書指導指示を行うことを決定した。同月7日、処分庁は、この3点を法第27条に基づく指導指示事項とした文書指導指示書を、履行期限を同月14日と設定した上で、請求人に対し発出した。

⑦平成28年10月18日、処分庁が請求人宅を訪問するも、請求人は不在であった。また、郵便物等は、しばらくは抜き取られていない様子であった。

⑧平成28年11月7日、処分庁は、請求人が同月分保護費の受取にこなかったため、確認のため請求人宅を訪問するも不在であった。また、郵便物等は依然として抜き取られていない状態であった。その後、処分庁から、請求人宅の家主に確認するも家主も請求人の姿を最近見えていないとのことであった。

⑨平成28年11月8日、処分庁は、請求人が同年10月7日付けの法第27条による文書指導指示に従わないため、ケース診断会議を開催し、再度法第27条による文書指導指示を行い、また、弁明の機会を与え、それでもなお指導を無視するようであれば、保護の停止・廃止を検討することを決定した。

⑩平成28年11月11日、処分庁は、指導指示事項を「XXXXXXXXXXにある「XXXXXXXXXX」での居住実態について、説明すること」及び「収入認定の仕組みについて理解し、自己の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図ること」とし、履行期限を同月24日とした法第27条に基づく文書指導指示書を請求人に手交した。なお、当該書面では、「指導・指示に従えない理由等がある場合は、法第62条第4項に基づく弁明の機会がありますので、その旨を通知します」とし、同月21日16時00分より小松市社会福祉事務所において弁明の機会を付与する旨を併せて通知した。

⑪平成28年11月21日、処分庁は請求人に対して弁明の機会を与えた。

⑫平成29年1月12日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、平成28年11月11日付け文書指導指示について、弁明の機会を与えたが、指導指示に従わない合理的な理由もなく、改善の兆しも見えないことから、平成29年2月1日付けで生活保護を廃止することを決定した。

⑬平成29年2月1日、処分庁は、本件処分に係る通知書を請求人へ手交した。なお、当該通知書については、処分庁が本件処分に係る通知書としている同年1月25日付けのものとは別に「参考」と記載した同月24日付けの「保護廃

止決定通知書」も存在し、同月25日付けの通知書と併せて手交されている。

2 判断

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 行政手続法（平成5年法律第88号。以下、「行手法」という。）第14条第1項には、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」とされる。

イ 法第26条には、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」とされる。

ウ 法第27条第1項には、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とされ、同条第2項には、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。」とされる。

エ 法第62条中、第1項において「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」、第3項において「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」、第4項において「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」とされている。

オ 生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号。以下、「施行規則」という。）第19条には、「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。」とされる。

れる弁明の機会とは、被保護者が、法第27条に基づく指導指示に従う義務に違反した後に実施機関が不利益処分を行う場合に当該被保護者に付与するものであるため、履行期限日より前の日にかつ指導指示に従う義務に違反したことが明かでない段階に付与すべきものではない。

そのため、本件処分を行うに当たって処分庁が実施した弁明の機会は、法に規定される弁明の機会の付与には当たらない。また、法第27条に基づく指導指示に従う義務に反した後に弁明の機会を付与するという法の趣旨に鑑みると、そもそも、本件のように指導指示事項に対する履行状況が明らかではない状況で、指導指示事項と併せて弁明の機会について通知をすることは適切ではない。

加えて、処分庁は請求人に対して、指導指示した事項の履行期限後から本件処分に至るまでの間に、「指導指示に従う義務に違反したこと」について弁明の機会を付与してもいないことから、本件処分において法第62条第4項に規定される所定の手続が適正に実施されたとは認められない。

なお、弁明の機会の付与に係る通知書（平成28年11月11日付け小社福第459号）では、法第62条第4項に規定される、処分の内容や理由が明記されておらず、この点からも、処分庁が法に規定される弁明の機会の趣旨を十分に理解せず、本件処分を行ったことが伺うことができる。

③本件処分に係る通知書の処分理由について

上記の①②により既に本件処分が違法、不当であると判断したが、平成29年1月25日付けで本件処分に係る通知に記載した処分理由についても、次のとおり申し添える。

保護の実施機関は、法第62条第3項の規定により保護の廃止をするときは、書面をもって、被保護者に通知しなければならず（法第26条）、また、当該書面には不利益処分の理由を示さなければならない（行手法第14条第1項）とされる。

本件処分に係る平成29年1月25日付け通知書には、保護廃止決定の理由として、

「指導指示違反のため

- ・借金返済に生活保護費を充てる
- ・家賃、光熱水費等の未払い
- ・知人等から新たに借入をする

上記について、弁明の機会において合理的な理由が提示されなかった」と記載されている。

これは、「XXXXXXXXXXにある「XXXXXXXXXX」での居住実態について、説明すること」及び「収入認定の仕組みについて理解し、自己の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図ること」とされた平

成28年11月11日付け法第27条に基づく文書指導指示書における指導指示事項に従わなかったことを決定理由としているほか、当該指導指示事項にはなかった内容（「・借金返済に生活保護費を充てること、・家賃、光熱水費等の未払いに関すること、・知人等から新たに借入をすること」）に関して、平成28年11月21日の請求人の説明において、合理的な理由が提示されなかったことも廃止決定の理由とするものである。

この点は、法第27条による指導指示に従う義務に違反したことにより、保護廃止処分をすることができるとする法第62条第3項に違反するものと認められる。

また、本件処分に係る通知書について、処分庁は、平成29年1月25日付けのものとは別に、書面の右上に「参考」と記載し、理由を「所の指導指示に従わないため」とした同月24日付けの「保護廃止決定通知書」も請求人に対し、発出している。

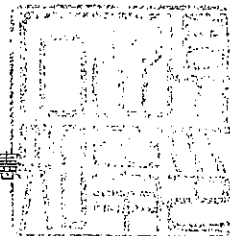
この点について処分庁から何ら説明や弁明等はないため、本件処分に係る通知書が2通発出されていることの原因は不明であるものの、異なる処分理由が記載された通知書が2通発出されていることは、処分の相手方の混乱を招き、保護の決定が、どのような理由によって行われたか、十分に了知し得ない恐れがあるため、この点についても瑕疵が見受けられる。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年6月5日

審査庁 石川県知事 谷本 正憲



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。